

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査 43

第2節 新幹線騒音の調査 47

第2章 騒音の調査

第1節 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4 車線以上の市道(以下、対象路線)」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から 50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成 17 年(2005 年)6 月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成 18 年度(2006 年度)から、全対象路線の 5 分の 1 ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を 5 年間で評価する方法で実施しています。

のことから、平成 22 年度(2010 年度)から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、以降も計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成 23 年度(2011 年度)からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価対象路線数は 161 路線であり、評価区間の延長は 434.3km、区間数は 221 区間となっています。

2 調査結果

令和 3 年度(2021 年度)は、対象路線の内、22 路線、評価区間の延長 68.9km、区間数 27 区間にについて、調査を実施しました。(表 2-1-1、図 2-1-1)

その結果、市域全体の環境基準の達成率※である 5 ヶ年の累積評価は、平成 28～令和 2 年度(2016～2020 年度)は 97.1%から、平成 29～令和 3 年度(2017～2021 年度)は 97.4%とほぼ横ばいであることが確認されました。(表 2-1-2、図 2-1-2)

※「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前 6 時から午後 10 時までの「昼間」と午後 10 時から翌日の午前 6 時までの「夜間」について、それぞれ評価を行いますが、ここでは「昼間」及び「夜間」ともに環境基準を達成している住戸の割合を示しています。

表 2-1-1 自動車騒音の面的評価結果(令和 3 年度(2021 年度)評価区間)

路線番号	評価区間番号	上段:路線名 下段:車線数	上段:路線の始点 下段:路線の終点	評価区間の延長(km)	測定地点の等価騒音レベル(dB)※1	評価対象戸数(戸)	上段:環境基準達成戸数(戸)※2		
							下段:環境基準達成率(%)※3		
							昼夜	昼	夜
1	2010-10050-1	一般国道3号	北区植木町 舞尾	1.7	-	129	110	128	110
		2	北区植木町 鎧田				85	99	85
	2010-10050-2	一般国道3号	北区植木町 鎧田	3.3	71	297	221	297	221
		2	中央区迎町1丁目5				74.4	100	74.4
2	2010-10090-1	国道3号線	中央区手取本町11	1.7	66	618	616	618	616
		4	中央区迎町1丁目5				99.7	100	99.7
	2010-10550-1	一般国道57号	東区健軍4丁目1	2.7	-	230	230	230	230
		6	南区田迎町大字田井島				100	100	100
4	2010-12040-1	一般国道501号	西区河内町白浜	2.6	-	213	186	186	186
		2	西区河内町船津				87.3	87.3	87.3
	2010-12050-1	一般国道501号	西区河内町船津	8.8	74	448	411	411	411
		2	西区小島				91.7	91.7	91.7
6	2010-40700-1	熊本高森線	中央区九品寺1丁目2	2.2	69	1806	1805	1805	1805
		6	中央区神水本町1				99.9	99.9	99.9
	2010-41080-1	熊本菊鹿線	北区清水本町18	2.8	-	591	591	591	591
		2	北区鶴羽田1丁目11				100	100	100

路線番号	評価区間番号	路線名	上段:路線の始点 下段:路線の終点	評価区間の延長(km)	測定地点の等価騒音レベル(dB)※1	評価対象戸数(戸)	上段:環境基準達成戸数(戸)※2		
							下段:環境基準達成率(%)※3		
							昼夜	昼	夜
8	2010-41400-1	熊本大津線	北区飛田4丁目3	0.5	-	-	112	112	112
		2	北区飛田4丁目4					100	100
9	2010-41410-1	熊本大津線	北区八景水谷1丁目24	2.6	66	61	1081	1081	1081
		2	北区清水新地7丁目8					100	100
10	2010-50101-1	国体道路東西線	東区帯山4丁目56	2.1	71	66	602	547	547
		4	東区月出8丁目1					90.9	90.9
11	2010-50201-1	新土河原出水線	南区平田1丁目15	2.1	-	-	515	515	515
		4	南区田迎3丁目12					100	100
11	2010-50201-2	新土河原出水線	西区新土河原2丁目2	2.1	-	-	427	427	427
		4	南区平田1丁目15					100	100
12	2010-50301-1	下南部画図線	東区尾ノ上4丁目17	1.9	66	56	536	532	532
		4	東区若葉1丁目38					99.3	99.3
13	2010-50401-1	子飼新大江線	東区尾ノ上4丁目17	2.3	-	-	1096	1096	1096
		4	中央区子飼本町1					100	100
14	2010-60060-1	熊本空港線	東区画図町大字下無田	6	-	-	843	843	843
		2	中央区出水1丁目1					100	100
15	2010-61740-1	詫麻北部線	北区龍田町弓削	4.1	-	-	362	362	362
		2	北区清水新地4丁目2					100	100
16	2010-61780-1	小池竜田線	東区月出5丁目4	0.8	-	-	333	333	333
		2	東区長嶺南4丁目1					100	100
17	2010-61890-1	益城菊陽線(新道)	東区戸島町	2.7	-	-	12	12	12
		2	東区小山町					100	100
18	2010-61920-1	神水川尻線	東区戸島町	1.6	-	-	93	93	93
		2	東区画図町大字所島					100	100
18	2010-61920-2	神水川尻線	東区画図町大字所島	0.7	68	59	23	23	23
		2	東区画図町大字重富					100	100
19	2010-62620-1	川尻宇土線	南区富合町 小岩瀬	3.3	65	59	101	101	101
		2	南区富合町 南田尻					100	100
20	2010-63050-1	原植木線	北区植木町 古閑	2	57	46	62	62	62
		2	北区植木町 有泉					100	100
20	2010-63050-2	原植木線	北区植木町 有泉	1.9	-	-	15	15	15
		2	北区植木町 岩野					100	100
20	2010-63050-3	原植木線	北区植木町 岩野	1.1	-	-	75	75	75
		2	北区植木町 植木					100	100
21	2010-63180-1	熊本菊陽線	中央区子飼本町1	1.9	70	66	1142	1046	1138
		2	中央区黒髪					91.6	99.6
22	2010-62000-1	走潟廻江線	南区富合町 莎崎	3.4	-	-	-	—	—
		1	南区富合町 杉島					—	—

※1 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点

※2 : 交差点部では、2つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。

※3 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、囲み数字(□)は 60%未満

※4 : 評価対象は車線数が2車線以上の路線のため、当路線は対象外。

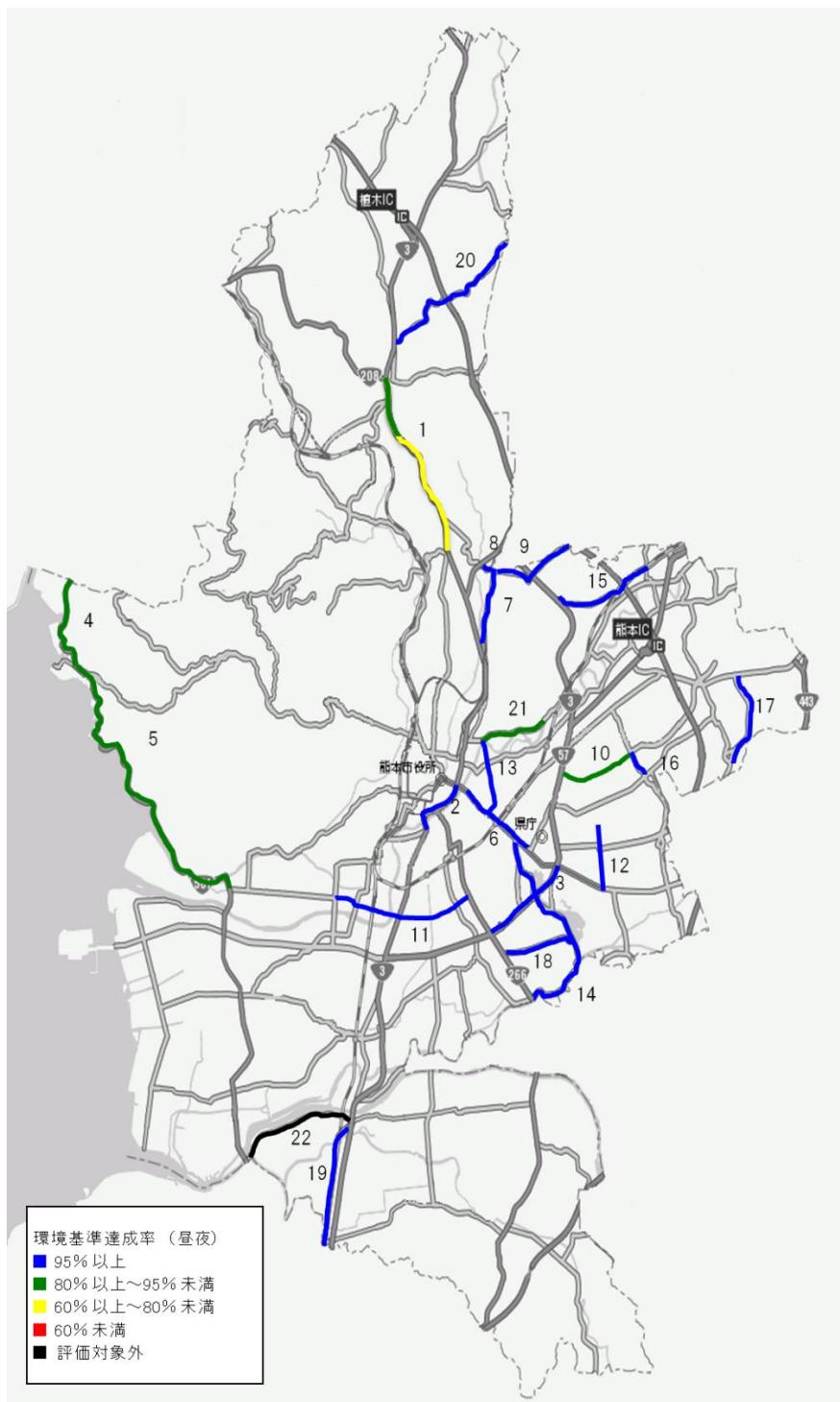


図 2-1-1 環境基準の達成状況(令和 3 年度(2021 年度)評価区間

表 2-1-2 自動車騒音の面的評価結果(令和 3 年度(2021 年度) 市全域の環境基準評価)

評価年度	評価区間	評価対象戸数	環境基準の達成戸数・(率)		
			昼間・夜間	昼間	夜間
令和 3 年度	221 区間	64,750	63,080 (97.4%)	64,011 (98.9%)	63,253 (97.7%)

※ 市全域の環境基準評価は、その年度までの 5 年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したもの

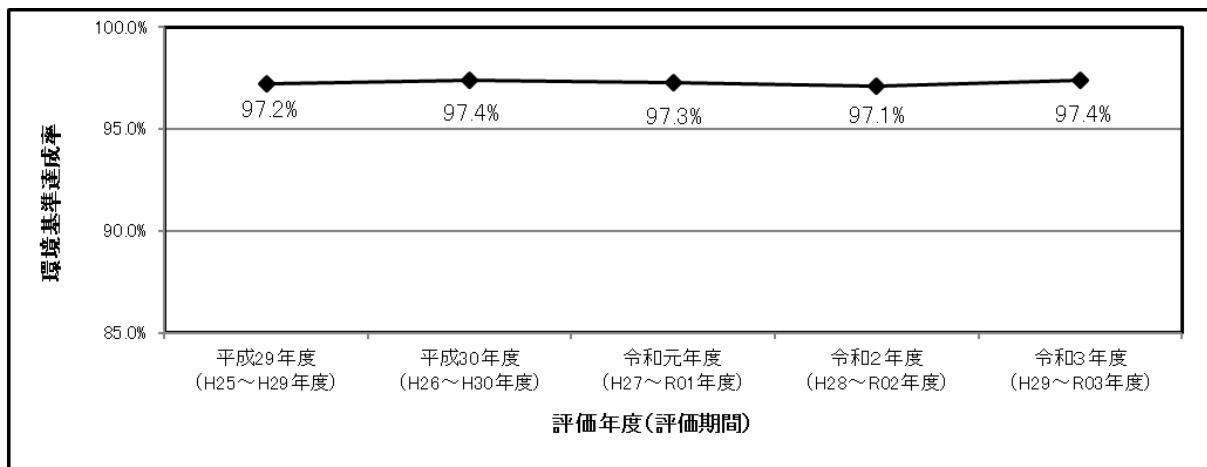


図 2-1-2 環境基準達成率の推移

(参考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-1-3、表 2-1-4)

表 2-1-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び		
C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-1-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-1-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が1日間で行うのに対して、要請を行うためには、連続する7日間のうち3日間で行うこととされています。